

日本漢字音と反切

——明覚『反音作法』および

文雄『翻切伐柯篇』の「反切法」——

林 史 典

典 史 林
小論では、明覚『反音作法』および文雄『翻切伐柯篇』の所説に検討を加えることによって、へ仮名反へ唐人反」という日本の伝統的「反切法」が、矛盾を含んだきわめて不完全な方法であることを明らかにする。また、このような伝統的「反切法」は、もっぱら「反切法」を正すことによつて字音を正そうとする意図から生まれながら、結果的には逆に、字音と、反切の解釈を混乱させている点を指摘する。小論の帰結は、おのずから日本の伝統的な音韻学の体質の一面を明らかにするとともに、明覚や文雄の「反切法」についても、従来の解釈と評價に修正を要求することになる。

—

音標文字を持たなかつた中国語は、直音とか反切という方法で漢字の音をしるしたが、直接同音の漢字をもつて示す直音の方式に比べると、中国語の音節を声母と韻母に分ち、それぞれを表す二字の漢字によつて標音する反切は、用字上の制約が少く、いかなる漢字の音をも容易に示し得る一般性を有したため、韻書や字書における最も普通の標音法になつた。日本漢字音の場合も、中国撰述の韻書・字書・音義等の反切を正統な標音法とみなし、これに字音の規範を求めたのは当然であつて、その伝統は江戸時代に及んでいる。文雄（一七〇〇—一七六三）の次のようなことばは、端的にそれを示していると言えよう。

其註^{スル}字音^ヲ、無^シ正^ニ於^テ反切^ニ。(韻鏡素隱)

今ノ世ノ學者、書ヲ讀ムニ當テ文字ノ音ヲ誤マル者鮮ナカラス。誤マルトイヘトモ之ヲ正スノ術ヲ知ラス。是反切ヲ学ハス、此事ヲ忽ニスルノ故ナリ。(翻切伐柯篇)

反切は正統な標音法であるだけでなく、正統な字音を伝えるのが唯一反切であるから、字音は反切によるほかこれを正す方法が無い、というのが右の立場であるが、このような規範主義は、字音が乱れるのは反切から正しく字音を導く方法を欠くからにはかならないといった考え方と表裏している。明覚(一〇五六〜一二二以後?)が『反音作法』の巻頭に、

知^ニ反音^ノ、之人久絶^シ、字^ノ音狼藉^者。依^ニ此^ノ道荒絶^シ、雖^レ不^レ得^テ師^ヲ伝^フ、今任^テ愚見^ニ聊注^ニ其旨^ヲ。

と述べるのにも、このような含意を読み取らなければならぬであろう。勿論「字音狼藉」は、正統な反切に矛盾するあらゆる音を包含していると考えられる。

二

寛治七年(一〇九三)に著された『反音作法』の「反切法」は、馬瀧和夫「日本における反切法の歴史」(『日本韻学史の研究』Ⅱ一九六三)で明快に説かれたように、仮名と音図による反切が特徴である。明覚の述べるところに従えば、原則的には

所^レ言^ニ反音^者、二^ニ字^ヲ相^合成^ニ一^ニ字^ノ音^ニ也。於^ニ上^ノ字^ヲ取^テ初^ノ声^ヲ、於^ニ下^ノ字^ヲ取^テ終^ノ音^ヲ。上^ノ字^ニ設^テ有^ニ二^ノ借^名三^ノ借^名、但取^ニ初^ノ一^ノ借^名、下^ノ字^ニ雖^レ有^ニ二^ノ三^ノ四^ノ借^名、除^キ初^ノ一^ノ餘^ヲ皆取^テ之。上^下相^合方^成ニ^一字^ノ音^ニ也。但上^ノ字^ノ初^ノ借^名、五^音之中^ノ間^ニ可^レ取^テ取^テ與^ニ下^ノ字^ノ初^ノ借^名、韻^ノ同^ノ字^ニ。於^ニ平^上去^入者、須^レ依^テ下^ノ字^ノ之^ノ巨^昂、於^ニ輕^重清^濁者、可^レ依^テ上^ノ字^ノ之^ノ差別^ニ也。と^レいうことであるから、例えば「東・徳紅反」は、反切上字の「徳(トク)」から最初の仮名トを採り、反切下字の「紅(コウ)」からは最初の仮名コを除いた残りの仮名ウを採って両者を合わせ、求める「東」字の音トウが得られる。ただ、上字の最初の仮名は下字の最初の仮名と同じ(へびぎ)を持たなければならないので、「董・

多動反」のような場合は次のような操作が必要である。

- ① まず、上字の「多」から得られるタの仮名を五十音図中に探し、
 ② 次に、その仮名が含まれる行の中から、下字「動(トウ)」の最初の仮名トと同じへびきぎを持つ仮名
 —つまり、トと同じ段の仮名—を選んで、

③ これに、下字の「動」から最初の仮名を除いて得られるウの仮名を続ける。
 これを明覚は次のように説いている。

董字多動反。動字トウ音也。ト字才響也。上雖有_レ多字、為_レ取_ニ才響_、タチツテト、五音之中取_レト。トウ字終
 ウ合成ニトウ音。動字上声故、董字亦成_ニ上声。多字輕清故、董字亦輕清也。

上字、下字のそれぞれ最初の仮名が同行になる「董・多動反」よりも、「楼・落侯切」(『広韻』)のような例は
 さらにわかり易い。すなわち、

典 史

林

- ① 上字「落(ラク)」の最初の仮名によってラ行を採り、
 ② そのラ行の中から、下字「侯(コウ)」の最初の仮名コと同段のロを選ぶ。
 ③ このロに、下字の「侯」から最初の仮名を除いて得られるウの仮名を続ける。
 ということである。

仮名自体は清・濁を区別せず、従って五十音図もその対立を含まないので、声調や軽重は勿論、清・濁についても、仮名による解釈とは別に、直接もとの反切からこれを決定しななければならない。『反音作法』が冒頭部でいくつかの例を挙げて、繰り返し、声調は反切下字に依り軽重清濁は反切上字に依ることを説くのは、これらが仮名とは異なる次元で決定されるからである。

三

反切を仮名と音図で解釈しようというのは、奇技だがなるほど巧妙な着想のように見える。仮名で考えるわけだから、日本人にはずっとわかり易いし、それだけ確実な方法のようにも感じられる。

「反」等いづれも拗音を導くことが可能である。

唐・魚約反 ギョーヤク反 → ギ(ヨ)ーイ阿克反 → ギ阿克

識職・之欲反 シーヨク反 → シーイオク反 → シオク

合拗音の反切にも「委しき音」を用いなければならない。例えば、マの「委しき音」はムアであるから、先の「問」中にある「宏・胡盲反」は、

宏・胡盲反 コーマウ反 → コームアウ反 → クアウ

となつて、クアウの形が得られる。「黠・胡八反」「憤・胡対反」も同様で、次のように帰納される。

黠・胡八反 コーハツ反 → コークアツ反 → クアツ

憤・胡対反 コータイ反 → コーツアイ反 → クアイ

ただし、「黠」は開口であるから合拗音の形は中国原音に合致しない。

「波・補火反」がハ、「莎・蘇和反」がサとなるのも「委しき音」をもって説かれる。すなわち、「火」「和」はともにクワであるが、クワは「委しき音」がクアであるから、「波・補火反」は

波・補火反 ホークワ反 → ホークア反 → ファー → ハ

となり、「莎・蘇和反」は

莎・蘇和反 ソークワ反 → ソークア反 → スアー → サ

となる。ファ、スアをそれぞれハ、サとするのは所謂「二重反」である。

「随・旬為反」がシとならずスイとなるのも、「為」の「委しき音」がウイであるからであつて、この反切は

次のように帰納される。

随・旬為反 シュン一キ反→シ(ユン)一ウイ反→スイ

「追・陟為反」も同様、次のように帰納される。

追・陟為反 チョク一キ反→チ(ヨク)一ウイ反→ツイ

「威・於非反」がキとなるのは、「於」の〈委しき音〉がイヨ、「非」の〈委しき音〉がフイだからである。

威・於非反 ヨーヒ反→イヨ一フイ反→イ(ヨ)一フイ反→ウイ→キ

念のため、「宏・胡言反」以下の諸例に対して明覺の説くところを引いておこう。

次、和字クワ者、委クア音云也。故、蘇和反云、和クア。蘇和スア被反。スア即サ。又、倭字ワ音也。然、烏和反。和クア。烏和ウア被反。ウア即ワ。火字亦クア。補火反即フア被反。フアハ云。又、為字云貴反。貴クイ。云貴ウイ被反。隨字旬為反。為ウイ云、旬為反スイ被反。又、追字陟為反、為ウイ。陟為ツイ被反。應字為陵反。若、為字直用ニキ音、為陵反即キヨウ音成。人、依之、或応云ニキヨウ一賊。而実ヨウ云也。饜心キヤウヨウ云是也。為ウイ。アイウエオ為韻。為陵反イヨウ被反。イヨウ即ヨウ也。彼維惟唯遺字、皆キ音、而以佳反。以佳ウイ被反。ウイキ不レ云、此音難レ成。若、有ニ以字故ヤイユエヨ五音取ユイ云、非ニ遺等字漢音。又、宏字胡言反云。盲ムアウ也。胡言反クアウ被反。クアウクワウ云也。黠字胡八反也。八是フアツ也。胡八クアツ被反。クアツクワツ云也。憤字胡对反者、对ツアイ。胡对クアイ被反。クアイクワイ云也。鸛豁字胡各反也。人クワク云各クアク也。胡各クアク被反。クアククワク云也。威字於非反。於イヨ也。アイウエオ韻可レ取也。非フイ也。於非反ウイ被反。ウイ即キ也。

四

〈仮名反〉で開・合の拗音を導き出すためには、以上のように〈委しき音〉を用いなければならない。その

〈委しき音〉を明覚は、次のような図に示している。

カクア	キクイ	ククウ	ケケエ	コクオ	ハフア	ヒフイ	フフウ	ヘフエ	ホフオ
サスア	シスイ	ススウ	セシエ	ソスオ	マムア	ミムイ	ムムウ	メムエ	モムオ
タツア	チツイ	ツツウ	テチエ	トツオ	ワウア	キウイ	ウウウ	エウエ	ヲウオ
ナスア	ニスイ	ヌスウ	ネニエ	ノスオ	ヤイア	イイイ	ユイウ	エイエ	ヨイオ
ラルア	リルイ	ルルウ	レルエ	ロルオ					

しかし、〈仮名反〉の最も大きな問題は実にこの〈委しき音〉にあると言つてよいと思う。第一、〈委しき音〉の何たるかについては「旨出ニ番曇中」というのみで、その性格が全く説明されていない。これでは、〈仮名反〉に関するかぎり、〈委しき音〉は開・合の拗音を帰納する手段としての意味しか持ち得ない。そればかりでなく、〈委しき音〉の設定は、スイ（水など）↓シ（止など）、ツイ（追など）↓チ（地など）のような、〈委しき音〉と現実の音の關係に立つ字音の關係を不明確にする結果になつてゐる。

〈委しき音〉が伝統的な字音やその表記とどういふ關係にあるのかも、きわめて曖昧である。例えば、先の「者・之野反」「捨舎・書治反」から得られるのはシアであつて、シヤと異なるが、やはり明覚はこれについて一言も述べていない。通撰以母の「用・容」にいたつては、「用音実イオウ呼」「容字亦イヨウ音也」として、一方にイオウを、一方にイヨウを当ててゐる。合拗音の場合も全く同じで、例えば「宏・胡言反」から導かれるクアウと伝統的な表記との關係は、「クアウクワウ云也」というにとどまつてゐる。ギアクとギヤク、シオウとシヨウ、クアツとクワツ、クイとクヰなど、同様の例は少なくない。もし、

渠追反クイ被反。クイクキ云也。

といった説明がそのまま認められるなら、キ（紀など）とクヰ（帰など）はその區別を失いかねない。クイはキの〈委しき音〉そのものだからである。

エ段に二種類の〈委しき音〉を認める理由は次のように説明されているが、これでは予め被注字の音がわかっていないと、そのどちらを使うべきか決定できない。

第四韻注^二三音者、切韻炎字于廉反、炎イエム也。廉リエム云、于廉イエム反。若、廉ルエム云、于廉エム被^レ反。ウエエ云故也。噎字烏結反。結クエツ云、烏結エツ被^レ反。ウエツエツ云故也。結キエツ云ハコソ、噎ヲハイエツ呼。又、玄字古連反。連リエン云、古連キエン被^レ反。連ルエン云、古連クエン云。クエン云クエン也。縣字黃連反例^レ之事未^ニ一定。故且出^二三音^一耳。

例えば「炎・于廉反」は、下字「廉」の最初の仮名^レの〈委しき音〉によって二通りの帰納が可能であるが、

炎・于廉反
 ウーレム反 ↓ ウールエム反 ↓ ウエム ↓ エム
 ウーレム反 ↓ ウーリエム反 ↓ イエム

「廉」にリエムの音を選ばれるのは、被注字の「炎」がイエムであるからである。「玄・古連反」も、「玄」がクエンであるという前提がなければ、正しく「連」にルエンの音を選ぶことができない。

〈委しき音〉についてこれ以上その不備を数え挙げることには、もはや蛇足のように思われるが、次の点には、やはりここで触れておかざるを得ない。その問題点とは、〈委しき音〉はどのような反切に関して、どの段階で適用されるべきかが明らかでないという点である。右に引いたように、「炎・于廉反」は、〈委しき音〉を用いることによってイエムの形が導かれるが、その一方で

問 炎字于廉反、亦可^レ云^二ニエム^一。

という〈問〉に対する〈答〉として、次のような説明が加えられている。

答 于字ウ音。亦可^レ取^二アIEWエオ韻^一。エム音即成。

イエムとエムが同等だということなら、そのかぎりでは矛盾をきたさないだけでなく、〈委しき音〉を用いると否とにかかわらず同じ結果が得られることになるが、次のように多くの場合は、これと同じにはいかない。

者・之野反
 シーヤ反 → サ
 シーヤ反 → シーイア反 → シア

宏・胡盲反
 コーマウ反 → カウ
 コーマウ反 → コームアウ反 → クアウ (クワウ)

〈委しき音〉を用いるか否かによって導かれる音が異なるわけだから、結局この場合も、被注字の音が予め明らかでないかぎり、〈委しき音〉の適用は不可能だということなのである。
 さらに、

波・補火反 ホークワ反 → ホークア反 → ファ → ハ

莎・蘇和反 ソークワ反 → ソークア反 → スア → サ

のような反切では、一旦得られたファ、スアという形に再度反切を加えることによってハ、サという音を導いているが、

隨・旬為反 シュンキ反 → シ(ユン)ウイ反 → スイ

追・陟為反 チョクキ反 → チ(ヨク)ウイ反 → ツイ

のような反切には、同様の操作を加えることができない。言うまでもなく、「隨」をシ、「追」をチとしてしまうからである。ここでも、〈委しき音〉の適用は恣意に任されている。

問 阿字烏何反。伊字烏異反。上有_二鳥字_一故、取_二ウキウエヲ_一韻、烏何反可_レ云_レワ、烏異反可_レ云_レキ。

という〈問〉に対して、「烏はアイウエオの韻を取るべし」とするのなども、被注字の音によって判断している点で右と同様である。

五

〔仮名反〕が、被注字の音を知らないかぎり適用の不可能な——いわば標音法の本来的な予測性を全く無視した——方法であることは、以上の検討から十分明らかになったと思われるが、唇音字が関与する反切の解釈には、この「反切法」の持つ別の一面がきわめて顕著なカタチで露呈されている。

次に引くのは、

問 若用音必イオウ云、何切韻中、容字余封反、封字府容反、峯字敷容反、逢字符容反。以レ此得レ意、容字若イオウ云、敷容反ヒオウ可レ云。然、人皆封ホウ云、峯逢ホウ云。容音直ヨウ云似。此事如何。

という〔問〕に対する〔答〕であるが、この「反切法」の性格をよく表している。

答 用音実イオウ呼。種音シヨウ。切韻云ニ之用反。從音シヨウ。同文云ニ在用反。恐音クキヨウ。同文云ニ曲用反。以レ此可レ得レ意。容字亦イヨウ音也。從シヨウ音。切韻云ニ疾容反。顛字キヨウ音也。文云ニ魚容反。但至ニ峯字敷容反。誰遮ニ峯逢字亦有ニヒヨウ音。如ニ棒奉字常ホウ音。文云ニ棒敷隨反、奉扶隨反。

まず、〔答〕の前半は、「用」はイオウ、「容」もまたイヨウであることの説明であるが、イオウとイヨウの違いを説かないだけでなく、「種・之用反」「從・在用反」に関して、シオウとシヨウの違いを無視して、牽強付会に陥っていることは先に述べたとおりである。「恐」(腫・用韻の三等乙)の漢音クキヨウを「曲用反」から〔仮名反〕で導くのも無理である。上字の「曲」は漢音系字音でクキヨクの形をとるが、〔仮名反〕の原則では最初の仮名を残して他は捨てられるから、下字の「用」をイオウとすると、「曲用反」はキオウにしかならない。

恐・曲用反 クキヨク—イオウ反—↓ク(キヨク) —イオウ反—↓キオウ

クキヤウ・クキヨウ、クキヤク・クキヨクのような形を持つ被注字は、反切下字に同じ形を示す漢字を用いないかぎり、〔仮名反〕でその音を求めることが不可能なのである。勿論「曲用反」がそうであるように、切韻系韻書の反切は必ずしもそのような下字を選んでいない。

さて、〈答〉の後半が唇音字に対する反切についての説明で、「峯・逢」の反切と字音の関係を説いている。しかし、「容はイヨウだから、峯・敷容反はその反切からヒヨウが得られる。それゆえ、誰が峯逢にヒヨウの音があることを否定できようか。」などというのでは解答にならない。「容」をイヨウとする前提自体が、日本漢字音のあり方を無視した空説だからである。「棒・敷隴反、奉・扶隴反は反切からヒヨウとなるのに、常にはホウという」という証拠もやはり無効である。「封・峯・逢・捧・奉」等の諸字が三等(乙)の介母を失うという日本漢字音の現実を一切顧みない、演繹的解釈に終始していると言わねばあろう。

「風」字の音フウと反切の関係は、歴史的・地域的差異として説明している。「風はフウであるのに、切韻の反切は方隆反であつて、この反切はヒウの音を示している。このような食い違いが生じるのは何故か」という意味の〈問〉に対して説くところを見てみよう。

答 今古声別。風字何云^レ無^ニヒウ音^一。月藏分經云窮^{胡風}反。切韻云窮字巨隆反、窮字キウ音也。云^ニ胡風反、風字ヒウ云聞。若、風フウ云胡風クウ反、窮字音似^レ違^ニ切韻^一。彼不父等字、切韻補又反、ヒウ可^レ云。然、人フ云。富復等字例^レ之。伏覆等字、方六反、可^レ云^ニヒク^一。然、人云^ニフク^一。時處別故、字音不^レ同。不^レ可^ニ執^一。而非^ニ餘音^一。(所以、玉篇第廿卷風字甫融反^文、融字切韻餘隆反、定知、風字亦有^ニヒウ音^一也。)

「窮がキウであることは、切韻の窮・巨隆反から明らかである。月藏分經の窮・胡風反もキウの音を表している」と認められる以上、風はヒウでなければならぬ」というのが「風」にヒウの音を認める理由の第一であるが、そのヒウとフウを「時處」の違いによる差異であるとするのは、反切と現実の字音との関係をともかく統一的に説明しようとする苦肉の策以外の何物でもない。その差異を「時處」の違いによる差異として具体的に説明することが不可能なのは勿論である。

次に、「風」にヒウの音があるのにフウというのは、不父等にヒウの音があるのにフというのと同じである」とするのは、右の「峯」や「窮」などの例と同様の循環論法で、「不・父」等にヒウの音があることを証するものは、明覚が反切から帰納した音以外に存在しない。それに加えて、「不」と「父」に対する反切も怪しい。「切韻補又反」は、現存する切韻系の反切に一致しないだけでなく、そもそも「不」と「父」の所属する韻そのものが

異なっている。

そのほか、「伏・覆」等の諸字について「反切からはヒクというべきなのに、フク之音を有する」と言い、「時處が異なれば字音も同じでないから、一つの音のみを採って他を退けるべきではない」とするの、これまでと同じ論法である。

いずれにしても、「封・峯・逢」などの場合と同様、「風・不・父・伏・覆」などの唇音字で、日本漢字音が三等(乙)の介母を失うという事実を無視して、強引に反切と現実の音を関連づけようとしたところに、大きな破綻の原因があるということである。

六

「恐・曲用反」からクキヨウという形を得ることが不可能なことは既に見たとおりであるが、「春」のような臻撮合口字の反切も、たいへん苦しい。

問 春字子尹反、尹字キン也。子尹シン被反。人何云_トシキン_一。
答 キウイ也。キンウイン也。子尹反スイン也。人是_トシキン_一云_ト。

キの(委しき音)はウイだから、キンはウインとなり、したがって「子尹反」は

シーキン反 ↓ シーウイン反 ↓ スイン

のように反切されると、ここまでは(仮名反)に矛盾しないとして、スインがシキンとなる理由はどこからも見出せない。スイはシの(委しき音)という関係にある形だから、この場合、スインはやはり(問)のようにシンとなるのが順当である。「子尹反」などという、中国中古音の体系に全く矛盾する反切を持ち出した挙句、シンについては「人是_トシキン_一云_ト」として切り抜けなければならなかったところにも、この「反切法」の致命的な欠陥が認められる。

仮名と音図による明覚の「反切法」は、いたるところに破綻をさらけ出している。このことはおそらく、明覚自身、十分自覚していたに違いない。それにもかかわらず、何故このような「反切法」が必要だったのであるか。

これまでに挙げたさまざまな矛盾や欠陥は、事実、同じ方向を指しているように思われる。結論から言えば、明覚の〈仮名反〉は、反切からいかに正統な字音を帰納するかという問題を解決する方法ではなく、現実の字音と反切との関係を統一的に解釈し、説明しようとする方法である。反切こそ正統な標音法であるとみなす以上、現実の字音の正当性は反切の側からそれが保証されなければならない。標音法としての予測性を無視し、あえて反切そのものを優先させた演繹的解釈を行い、時に必要な説明を避け、強引な解釈を加え、明らかに循環論法に陥ってまで、このような「反切法」を説いたのは、何とかして反切と現実を関連づけ一致させようとする、そのための、いわばなりふりかまわぬ試みだったと言えなくない。明覚の「反切法」には、規範主義と現実主義との奇妙な共存があるように思われる。

五十音図を用いて、見かけの事実を統一的に説明しようとする点において、〈仮名反〉は〈音韻相通〉の考え方によく似ている。言語学的解釈とは全く異質の〈相通〉という説明の方法は、悉曇学でまさに明覚『悉曇要決』のころから盛んに行われるようになった。〈仮名反〉は、根本においてこの〈音韻相通〉と全く質を等しくしていると言つてよいと思われる。

〈仮名反〉による五十音図と反切との結びつきはまた、五十音図と同様の原理を持つ『韻鏡』のような韻図を反切のための図であるとみなす、文雄『磨光韻鏡』以前の『韻鏡』解釈にも影響を与えたであろう。〈仮名反〉の方法はさまざまな意味で、明覚以後の伝統的音韻学の体質を示している。

八

明覚の〈仮名反〉と、文雄の言う〈国字反〉との間にはかなり変化が認められるが、「変例一ナラス。輒ク正音ヲ得ル事難シ」としてその〈国字反〉を批判し、〈口拍子〉で反切する〈唐人反〉を主張した文雄の「反切法」も、反切によって字音を正そうとしながら、反切と現実の字音との関係を説くことに汲々としている点で、明覚と同じ誤りを犯している。延享元年（一七四四）に刊行された『磨光韻鏡』が反切門法を説いたのに対して、反切や反切の方法を解説した『翻切伐柯篇』（安永二年、一七七三刊）から、文雄の所説の要点を引いてみよう。

〈国字反〉を退けた後、まず〈唐人反〉については次のように述べている。

其反切スル所ノ父字母字ノ音ヲ正シクシテ助紐ヲ加ヘ、沈吟シテ是ヲ呼ヘハ廻チ正音ヲ得ルナリ。俗ニ唐人反ト称スル者是ナリ。唐人反トテ別ニ一途アルニハ非ス。此ノ如ク口拍子ニテ反切スルカ反切ノ正法ナリ。

〈助紐〉を加えて〈口拍子〉で反切することを〈三折一律〉とも呼ぶが、この〈三折一律〉は次のように説かれる。

三折一律トハ、三タヒ折レテニ律ストナリ。（中略）三タヒ折レ、展転シテ終ニ一音ニ帰スルカ故ニ三折一律ト云ナリ。三折トハ千結ノ切ナレハ、千親千切ト呼フ四字ノ間ニテ自ラ三タヒ曲折スルナリ。三タヒ折ルトイヘトモ、音断絶セスシテ、終ニ歯音次清ノ清母ノ一音ニ帰シテ他音ヲ雜ユルコトナシ。是ヲ一律ト云ナリ。

すなわち、〈三折一律〉とは〈助紐〉を加えて頭子音を取り出し、それに母字（反切下字）の韻を加えることによつて被注字の音を求める方法で、「切・千結切」は、まず反切上字の千に〈助紐字〉の「親千」を加えて「千親千」と唱呼し、次いで反切下字である「結」の韻を加えて、求める被注字「切」の音を得る。「千親千切」と四字を呼ぶ間に三折し、一音に帰するので三折一律という、というのである。

右のような方法にもとづいて文雄は、「反・平袁切」を次のように説明している。

平袁ノ如キ、漢音ハフム、呉音ハフムナリ。漢音フムヲ切スレハ、フヒンムナリ。フト呼フトキ、フノ

類ノ音ニテ自然トヒンノ音を生ス。フヒンノ下ニテ母字ノムノ韻ヲ呼ヒ取レハ、フノ類音ハヒフヘホナル故ニ⁽⁷⁾ノ音ヲ生シ、母字ノ⁽⁸⁾ノ韻ニ合シテ⁽⁹⁾ノ音トナルナリ。吳音ノフ⁽¹⁰⁾ヲ切スレハ、フヒンノ⁽¹¹⁾トナル。⁽¹²⁾ハ父字ノフノ音ヨリ転シ来リ、⁽¹³⁾ハ母ノ⁽¹⁴⁾ノ韻ヨリ来リ、一ツノ⁽¹⁵⁾ノ音ヲ生スルコト、漢音ニ準シテ知ルヘシ。

『翻切伐柯篇』では、「反」や「衰」のような山摂の諸字にムの仮名を当てるなど、全体として韻尾ヨ・ユの区別が守られていないが、そうした点は措いて漢音の反切を見ると、次のようなところが問題である。そもそも、反切下字「衰」の漢音ムからは、どうしても「反」の漢音ムが出てこない。これを「フヒンノ下ニテ母字ノムノ韻ヲ呼ヒ取レハ、フノ類音ハヒフヘホナル故ニ⁽⁷⁾ノ音ヲ生シ」というのは無理であろう。結局⁽⁹⁾の音を生じるのは、被注字の音が⁽⁹⁾だからである。明覚の〈仮名反〉と同様、予め被注字の音を知らなければ、その反切を解釈できない。

〈助紐字〉に関してもきわめて不可解である。「切・千結切」では『韻鏡』などの〈助紐字〉を用いながら、この場合は「フノ類ノ音ニテ自然トヒンノ音ヲ生ス」として、具体的な〈助紐〉の漢字を挙げていない。「千親千」の例にならうなら、「平芬翻」であろうが、そうするとフ⁽¹⁶⁾ヘンであって、フヒンと一致しない。

吳音の反切について述べるところから推すと、⁽⁷⁾の音は父字（反切上字）のフの音から生じるということらしい。これは本来の反切法を全く理解しない解釈であり、この点は明覚の方がはるかに合理的である。文雄の場合、被注字の音に合わせて中心母音を決めてしまふ恣意性が、吳音と漢音との統一的な説明を許している。

九

文雄の場合と異なり、明覚が漢音をもって〈仮名反〉を説いたのには積極的な理由がある。吳音系の字音は、特に韻部において漢音系字音以上に原音との齟齬が激しいので、韻書などの正統なすべての反切に〈仮名反〉を適用して吳音を得ることが事実上不可能である。先に挙げた「識職・之欲反」は、「職」とあるべきところを「識」に誤ったうえ、原音に矛盾する典拠不明の反切を用いているが、反切下字の「欲」は吳音系字音でもヨクだから、

呉音系の字音で解釈しようとすると、「職・職」の呉音シキが導けない。『広韻』の反切「之翼切」も結果は同じである。呉音系字音の場合、こうした問題がいたるところに発生する。「或書中若字日阿反」のように稀に呉音を混しても、結果として呉音については、反切にその根拠を求めるところを放棄せざるを得なかったのである。

十

明覚の〈仮名反〉も文雄の〈唐人反〉も、要するに日本漢字音の根拠を反切に求めて両者の関連を統一的に説明しようとした、いわば一種の辻褄合わせにすぎない。反切は未知の字音を求めるための手段だという前提からすれば、これらの伝統的な「反切法」は、最初からその目的を逸脱しているのである。

それに加えて、明覚の場合は、既に何度か指摘したように、用いた反切自体が不統一である。

東・徳紅反 同・徒紅反 戎・如隆反 田・徒賢反 仙・相然反 董・多動反

洞・徒弄反 凍・多貢反 獨・徒谷反 徳・多則反

のように『切韻』系の反切を多用する一方、全体の三割近い次の一八例は、『切韻』の体系に矛盾する日本製の反切である。

応・為用反 杵・之與反 伊・烏異反 宏・胡盲反 憤・胡対反 波・補火反 追・陟為反

職職・之欲反 為・云貴反 応・為陵反 春・子尹反 玄・古連反 縣・黃連反 父・補又反

伏覆・方六反 若・日阿反 迦・喜阿反 若・而可反

「玄弭三藏所訳経」から引く「耶・餘可反」、「月蔵分経」から引く「窮・胡風反」にも検討の余地がある。明覚は、中国の正統な反切と、その体系に矛盾する日本製の反切を明確に識別していない。明覚の〈仮名反〉は、基盤となる反切の体系性を無視しているという意味でも、その根底に重大な問題を有している。

△完▽

注

『反音作法』の本文は、国語学大系所収のものにもとづいて、小論のために校訂したものを用いた。印刷の便宜を考えて声点などは省いたが、小論の主旨には直接関係がない。